

# 訪問看護事業 重要事項説明書

神奈川県厚生農業協同組合連合会  
JA訪問看護ステーションいせはら

**神奈川県厚生農業協同組合連合会**  
**J A 訪問看護ステーションいせはら**

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条運営に関する基準、第4章訪問看護に基づいて、説明すべき重要事項は以下の通りです。

**1. 当会の概要**

名称・法人	神奈川県厚生農業協同組合連合会			
代表者名	代表理事理事長 高野 靖悟			
本所・所在地	神奈川県横浜市中区海岸通1-2-2			
連絡先（電話）	045-680-3065			
業務の概要	医療・保健・福祉事業			
事業所数	病院	2ヶ所	健康管理センター	2ヶ所
	介護老人保健施設	1ヶ所	通所リハビリテーション（予防含む）	1ヶ所
	通所介護（予防含む）	2ヶ所	居宅介護支援事業所	3ヶ所
	地域包括支援センター	1ヶ所	訪問看護ステーション（予防含む）	3ヶ所

**2. 事業所の概要**

事業所名	神奈川県厚生農業協同組合連合会 J A 訪問看護ステーションいせはら		
事業所指定番号	神奈川県 1464090007		
所在地	神奈川県伊勢原市下平間700		
管理者	谷 典子		
連絡先	電話	0463-91-6191	
	FAX	0463-91-6284	

**3. 事業所の目的と運営方針**

**目的**

居宅において、主治医が訪問看護の必要と認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

**運営方針**

- (1) J A 訪問看護ステーションいせはら（以下、事業所という。）の看護師その他従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減または悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。
- (4) 地域住民に対する情報や相談、人材育成のための研修等、在宅医療に資する医療従事者の知識および技術の習得等のため研修の実施に努める。

#### 4. 従業員の研修・会議

従業員研修	採用時研修 採用後1ヶ月以内 継続研修 年2回
スタッフ会議	全職員が参加し、定期的にケアカンファレンスを行っています。

#### 5. 事業所の職員体制等

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
保健師・看護師	3名	名
理学療法士・作業療法士	1名	1名
事務員		1名

#### 6. 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日	9:00～16:30

(注) 土曜日、国民の祝日、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）は休業日となります。

#### 7. 営業地域

サービス提供地域	<b>伊勢原市全域</b> <b>平塚市全域</b> <b>秦野市9地区</b> 上大槻・北矢名・下大槻・曾屋・鶴巻・鶴巻北・鶴巻南・名古屋・南矢名 <b>厚木市22区</b> 愛甲・愛甲西・愛甲東・愛名・旭町・厚木・厚木町・岡田・岡津古久・小野 上落合・酒井・栄町・下津古久・田村町・戸田・中町・長沼・長谷・船子 南町・毛利台
----------	---

#### 8. 利用料

- (1) 利用料として、介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費、健康保険法第88条に規定する費用を、利用者から受け取るものとする。
- (2) 利用者は、別紙料金表【別紙1～3】に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービス提供する上で別途必要になった費用を支払うものとする。
- (3) 支払方法  
毎月15日前後に前月の分の請求書をお渡しいたします。  
利用料金は1ヶ月単位とし、指定口座からサービス提供翌月27日に振替となります。  
(27日が土、日、祝日の場合は翌日振替となります)

##### ※キャンセル料

ご利用者様の病状の変化や急変など、やむを得ない事情がある場合は請求いたしません。

サービス前々日	不要です
サービス前日	利用者負担額50%
サービス当日	利用者負担額100%

## 9. 緊急時等の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づきご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

## 10. 衛生管理

- (1) 健康状態の管理のために、毎年2回健康診断を実施しています。
- (2) 事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染性廃棄物の処理方法については、行政機関の指示に従いマニュアルに沿って対応いたします。

## 11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業所を行う上で知り得た、ご利用者様およびご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。また当施設で研修を行う実習生とも、誓約書を交わし守秘義務に努めます。

## 12. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急時やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちにその日時、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した事項については「訪問看護記録書」に記録します。

## 13. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要は措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 訪問看護サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みを相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

虐待防止に関する責任者	管理者 看護師 谷 典子
-------------	--------------

## 14. 暴力団等の排除

事業者は、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第3条の規定する基本理念に沿って、暴力団員等による不当な行為を防止し、これにより生じた不当な影響を排除するよう努めます。

## 15. 事業計画書の公開について

- (1) 事前に管理者へご連絡いただき、前年度（もしくは作成済みのもものうち最新年度）の財務内容について公開します。
- (2) 事務処理中などの都合により、すぐに情報公開できない時もありますので、あらかじめ

めご了承ください。

## 16. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため

- (1) 看護師等に対する贈り物や飲食等の接待等は、ご遠慮させていただいています。
- (2) 訪問時、衛生上手洗いをしますので、流しや洗面所をお借りする事があります。サービス提供時の水道、ガス、電気代は利用者様負担となります。
- (3) 交通事情・前後の利用者の状況により、訪問予定時間の変更や遅れが生じることがあります。
- (4) 悪天候や災害発生時等の止むを得ない事情により、訪問時間や日程調整または訪問を中止することがあります。
- (5) 担当者は、変更することがあります。その場合、速やかにご連絡を致します。

## 17. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所お客様相談窓口	電話番号	0463-91-6191
	FAX番号	0463-91-6284
	E-mail	<a href="mailto:noriko.tani@kanagawa.kouseiren.net">noriko.tani@kanagawa.kouseiren.net</a>
	相談員（責任者）	管理者 谷 典子

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等が出来ます。

伊勢原市 介護保険相談窓口	所在地	伊勢原市田中348 伊勢原市役所 介護高齢課
	電話 FAX	0463-94-4711 0463-94-2245
平塚市 介護保険相談窓口	所在地	平塚市浅間町9-1 平塚市役所 介護保険課
	電話 FAX	0463-21-8790 0463-21-9742
秦野市 介護保険相談窓口	所在地	秦野市桜町1-3-2 秦野市役所 高齢介護課
	電話 FAX	0463-82-9616 0463-82-6793（代表）
厚木市 介護保険相談窓口	所在地	厚木市中町3-17-17 厚木市役所 介護福祉課
	電話 FAX	046-225-2240 046-224-4599
神奈川国民健康保険 団体連合会  介護保険課 介護苦情相談係	所在地	〒220-0003 横浜市西区楠町27番1
	電話	045-329-3447
	受付時間	8:30~17:15

※ 土日祝祭日・年末年始を除く

令和 年 月 日

サービスの内容および重要事項について本書を交付し、説明しました。

事業者 説明者 \_\_\_\_\_ 印  
所在地 神奈川県伊勢原市下平間700  
事業者名 JA訪問看護ステーションいせはら  
管理者 谷 典子 \_\_\_\_\_ 印

サービス内容および重要事項について説明を受け、内容に同意し、本書の交付を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

本人が署名できないため、本人の確認、指示により下記署名者が代筆しました。

氏名 \_\_\_\_\_ (本人との関係 \_\_\_\_\_)

利用者の家族

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

(続柄 \_\_\_\_\_)

代理人 (選任した場合)

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

＜訪問看護費＞

●印部分は、サービス提供体制強化加算は、料金に含まれた料金になっています

訪問看護項目	訪問看護			
	単位数	1割(円)	2割(円)	3割(円)
訪問看護 I 1 所要時間 20 分未満 の場合	314	●342	●683	●1024
20分未満の利用は、24時間体制があること。週に1回は、20分以上の定期的な訪問が行われている場合に算定可能				
訪問看護 I 2 所要時間 30 分未満 の場合	471	●510	●1,019	●1,528
訪問看護 I 3 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	823	●885	●1,770	●2,655
訪問看護 I 4 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	1,128	●1,211	●2,421	●3,631
・早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00) 25%増 ・深夜(22:00~6:00) 50%増 但し、緊急訪問の場合は2回目以降加算				
訪問看護 I 5 理学療法士等による 訪問(1回あたり20分)	294	●320	●640	●960
・理学療法士等の訪問については看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものであるため、看護師が定期的 に訪問し状態について情報共有・評価しなければならない ・1人の利用者につき週6回を限度として算定する(60分訪問であれば、週2回まで) ・2回を超えて訪問を行う場合、90/100を乗じた単位数とする				
<b>予防</b>				
訪問看護 I 1 所要時間 20 分未満 の場合	303	●330	●659	●989
20分未満の利用は、24時間体制があること。週に1回は、20分以上の定期的な訪問が行われている場合に算定可能				
訪問看護 I 2 所要時間 30 分未満 の場合	451	●488	●976	●1,464
訪問看護 I 3 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	794	●854	●1,708	●2,562
訪問看護 I 4 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	1,090	●1,170	●2,339	●3,509
・早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00) 25%増 ・深夜(22:00~6:00) 50%増 但し、緊急訪問の場合は2回目以降加算				
訪問看護 I 5 理学療法士等による 訪問(1回あたり20分)	284	●310	●619	●928
・理学療法士等の訪問については看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものであるため、看護師が定期的 に訪問し状態について情報共有・評価しなければならない ・1人の利用者につき週6回を限度として算定する(60分訪問であれば、週2回まで) ・2回を超えて訪問を行う場合、90/100を乗じた単位数とする				
定期巡回・随時対応型介護看護事務所と連 携して訪問看護を行う場合	2,961 単位 (要介護5の利用者は800単位/月の加算)			

	単位数	1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)(1か 月につき)	574	615	1,229	1843
特別管理加算(Ⅰ)(1ヶ月 につき)	500	535	1,070	1605
特別管理加算(Ⅱ)(1ヶ月 につき)	250	268	535	803
加 特別管理加算(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍管理を受けている状態・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態・気管カニューレを 使用している状態・留置カテーテルを使用している状態 特別管理加算(Ⅱ) 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養指導 管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続用圧呼吸療法指導管理・ 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理又は 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 真皮を超える褥創の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態				
ターミナルケア加算	2,500	2,140	4,280	6,420
初回加算(Ⅰ)	350	375	749	1124
初回加算(Ⅱ)	300	321	642	963
(Ⅰ) 退院当日に訪問看護実施した場合に算定、(Ⅱ) 退院した日の翌日以降の訪問看護を実施した場合に算定。 新規で初回訪問を行った場合 要支援→要介護・要介護→要支援 になった場合 訪問看護を2カ月休止後再開した場合				
退院時共同指導加算	600	642	1,284	1926
複数名訪問加算(Ⅰ)(1回に つき) 所要時間30分未満 所要時間30分以上	254 402	282 431	544 861	816 1291
複数名訪問加算(Ⅱ)(1回に つき) 所要時間30分未満 所要時間30分以上	201 317	215 340	430 679	645 1018
複数名訪問加算(Ⅰ) 同時に複数の看護師等との訪問 複数名訪問加算(Ⅱ) 同時に看護補助者との訪問				
サービス提供体制強化加算	6	7	14	20

### <介護保険 訪問看護自費料金>

エンゼル処置料	12,000円(税別)	
キャン セル 料 金	サービス前々日	無料
	サービス前日	利用者負担額50%
	サービス当日	利用者負担額100%
	サービスをキャンセルされた場合は、上記の通りキャンセル料を頂きます。 但し、ご利用者様の病状の変化や急変など、やむを得ない事情がある場合を除きます。	



## ＜医療保険＞

後期高齢者医療	75歳以上	医療保険料金の 1割～3割
前期高齢者医療	70～74歳	医療保険料金の2割 (措置経過の方は1割、所得 により3割)
各種医療保険	就学児～69歳	医療保険料金の3割
	未就学児	医療保険料金の2割

## ＜訪問看護療養費＞

項目		料金(円)	基本利用料(利用者負担金)(円)		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降 (看護師)	6,550	655	1,310	1,965
	(理学療法士)	5,550	555	1,110	1,665
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	(同一日に2人) 週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	(同一日に3人) 週3日目まで	2,780	278	556	834
	週4日目以降	3,280	328	656	984
訪問看護基本療養費Ⅱ ハ		12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護基本療養費Ⅲ(外泊時)		8,500	850	1,700	2,550
緊急訪問看護加算		2,650	265	530	795
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
長時間訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560
乳幼児加算	6歳未満	1,300	130	260	
乳幼児加算(厚生労働大臣が定める者)	6歳未満	1,800	180	360	
複数名訪問看護加算	看護師等	4,300	430	860	1,290
	※看護補助者	3,000	300	600	900
※状況によって算定方法が異なる(週3回算定する場合や、1日1回:3,000円、1日2回:6,000円、1日3回以上:10,000円と算定する場合がある)					
早朝・夜間加算 (6:00～8:00)(18:00～22:00)		2,100	210	420	630
深夜加算 (22:00～6:00)		4,200	420	840	1,260

**<訪問看護管理療養費および加算>**

項目	料金（円）	基本利用料（利用者負担金）（円）			
		1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670	744	1,488	2,232
	2日目以降	3,000	300	600	900
24時間対応体制加算（1ヶ月につき）	6,520	640	1,280	1,920	
退院時共同指導加算（適応時）	8,000	800	1,600	2,400	
在宅支援指導加算（退院日）	6,000	600	1,200	1,800	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）	2,000	200	400	600	
特別管理加算	5,000	500	1,000	1,500	
	2,500	250	500	750	
5000円→在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態 2500円→その他の状態					
訪問看護ターミナルケア療養費1（適応時）	25,000	2,500	5,000	7,500	
訪問看護ターミナルケア療養費2（適応時）	20,000	2,000	4,000	6,000	
訪問看護医療DX情報活用加算	50	5	10	15	
訪問看護ベースアップ評価料（I）	780	78	156	234	

**<医療保険 訪問看護自費料金>**

内 容		自費料金（円）
利用時間の超過（90分を超えた時点）	30分毎	1,000
営業日・営業時間以外の利用	30分毎	1,200
自費	30分毎につき	5,000
エンゼル処置料		12,000（税別）
キャンセル料	サービス前々日	無料
	サービス前日	利用者負担額 50%
	サービス当日	利用者負担額 100%
	サービスをキャンセルされた場合は、上記の通りキャンセル料を頂きます。 但し、ご利用者様の病状の変化や急変など、やむを得ない事情がある場合を除きます。	

＜精神科訪問看護療養費および加算＞

【別紙3】

項目		料金（円）	基本利用料（利用者負担金）（円）			
			1割負担	2割負担	3割負担	
精神科訪問 看護基本療養費Ⅰ	(30分以上) 週3日目まで	5,550	550	1,100	1,650	
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965	
看護基本療養費Ⅰ	(30分未満) 週3日目まで	4,250	425	850	1,275	
	週4日目以降	5,100	510	1,020	1,530	
精神科訪問 基本療養費Ⅲ	イ週3日目まで30分以上 ロ週3日まで30分未満 ハ週4日目以降30分以上 ニ週4日目以降30分未満	イ同一日に 2人以上				
		イ週3日目まで30分以上	5,550	555	1,100	1,665
		ロ週3日まで30分未満	4,250	425	850	1,275
		ハ週4日目以降30分以上	6,550	655	1,310	1,965
	イ週3日目まで30分以上 ロ週3日まで30分未満 ハ週4日目以降30分以上 ニ週4日目以降30分未満	ロ同一日に 3人以上				
		イ週3日目まで30分以上	2,780	278	556	834
		ロ週3日まで30分未満	2,130	213	426	639
		ハ週4日目以降30分以上	3,280	328	656	984
ニ週4日目以降30分未満	2,550	255	510	765		
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ（外泊時）		8,500	850	1,700	2,550	
精神科緊急訪問加算（1日につき）		2,650	265	530	795	
長時間精神科訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560	
複数名精神科訪問看護加算	看護師等	4,300	430	860	1,290	
	看護補助者	3,000	300	600	900	
早朝・夜間加算 （6:00～8:00）（18:00～22:00）		2,100	210	420	630	
深夜加算 （22:00～6:00）		4,200	420	840	1,260	